

# 第4章

## 防衛省改革

### 第1節 防衛省・自衛隊の組織

#### 1 防衛力を支える組織

##### 1 防衛省・自衛隊の組織

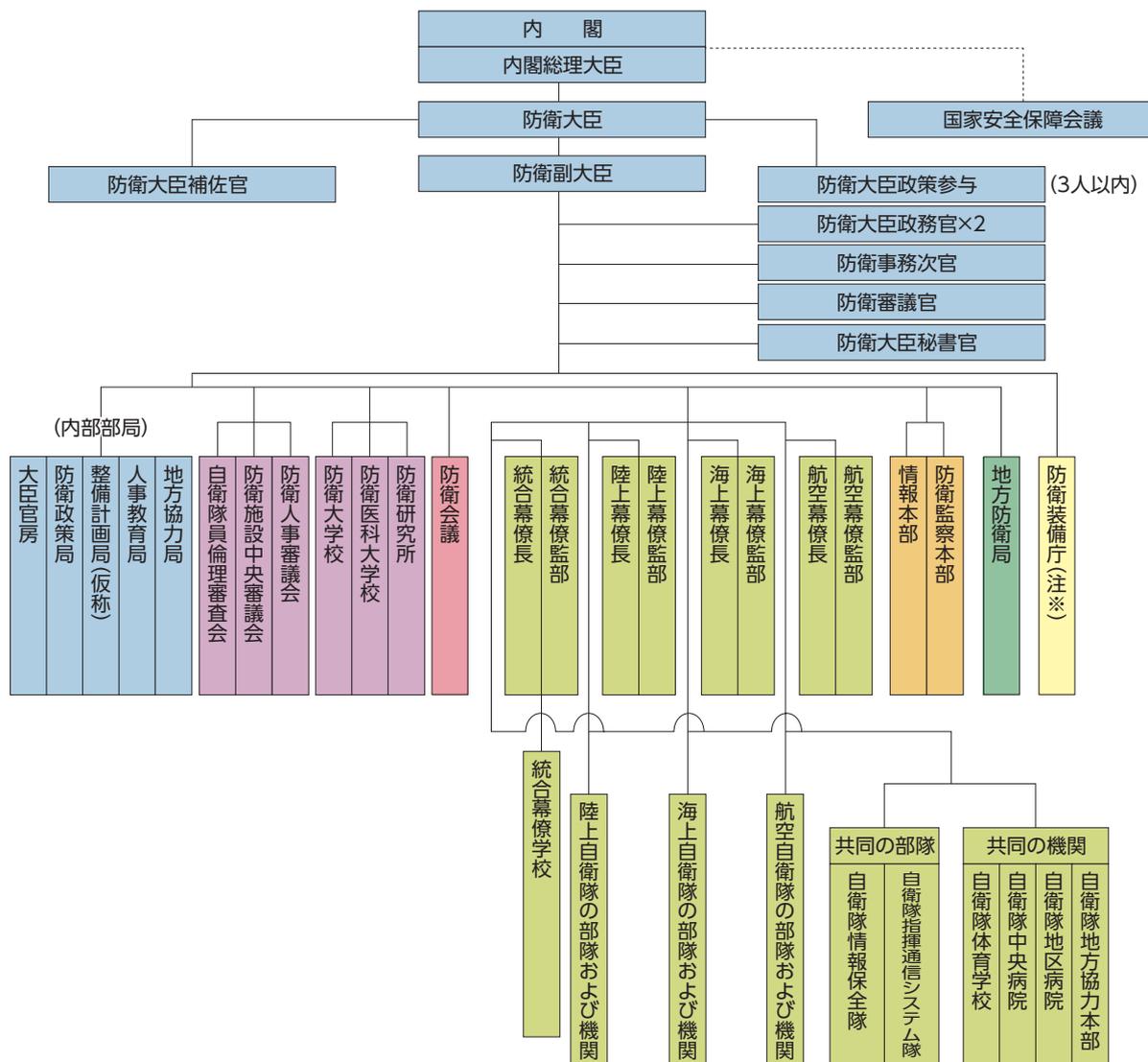
防衛省・自衛隊<sup>1</sup>は、わが国の防衛という任務を果たすため、実力組織である陸・海・空自を中心に、様々な組織で構成されている。

参照 図表Ⅱ-4-1-1 (防衛省の組織図)、図表Ⅱ-4-1-2 (防衛省の組織の概要)

##### 2 防衛大臣を補佐する体制

防衛大臣は、防衛省の長として国の防衛に関する事務を分担管理し、自衛隊法の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。その際、防衛副大臣、防衛大臣政務官(2人)および防衛大臣補佐

図表Ⅱ-4-1-1 防衛省の組織図



(注) 防衛装備庁の設置の日は、法律の公布の日(15(平成27)年6月17日)から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日

(臨時または特例で置くものを除く。)

<sup>1</sup> 防衛省と自衛隊は、ともに同一の防衛行政組織である。「防衛省」という場合には、陸・海・空自の管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえているのに対し、「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。

図表Ⅱ-4-1-2 防衛省の組織の概要

組織	概要
陸上自衛隊 (注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○方面隊           <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の師団および旅団やその他の直轄部隊(施設団、高射特科群など)をもって編成</li> <li>・5個の方面隊があり、それぞれ主として担当する方面の防衛にあたる。</li> </ul> </li> <li>○師団および旅団           <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦闘部隊と戦闘部隊に対し後方支援を行う後方支援部隊などで編成</li> </ul> </li> <li>○中央即応集団           <ul style="list-style-type: none"> <li>・空挺団、ヘリコプター団、中央即応連隊、特殊作戦群、中央特殊武器防護隊やその他の部隊をもって編成</li> </ul> </li> </ul>
海上自衛隊 (注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自衛艦隊           <ul style="list-style-type: none"> <li>・護衛艦隊、航空集団(固定翼哨戒機部隊などからなる。)、潜水艦隊などを基幹として編成</li> <li>・主として機動運用によってわが国周辺海域の防衛にあたる。</li> </ul> </li> <li>○地方隊           <ul style="list-style-type: none"> <li>・5個の地方隊があり、主として担当区域の警備および自衛艦隊の支援にあたる。</li> </ul> </li> </ul>
航空自衛隊 (注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○航空総隊           <ul style="list-style-type: none"> <li>・3個の航空方面隊および南西航空混成団を基幹として編成</li> <li>・主として全般的な防空任務にあたる。</li> </ul> </li> <li>○航空方面隊           <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空団(戦闘機部隊などからなる。)、航空警戒管制団(警戒管制レーダー部隊などからなる。)、高射群(地对空誘導弾部隊などからなる。)などをもって編成</li> </ul> </li> </ul>
防衛大学校 (神奈川県横須賀市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関</li> <li>○一般大学の修士および博士課程に相当する理工学研究科(前期および後期課程) および総合安全保障研究科(前期および後期課程)を設置</li> </ul>
防衛医科大学校 (埼玉県所沢市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医師である幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関</li> <li>○保健師および看護師である幹部自衛官および技官となるべき者を教育訓練するための機関</li> <li>○学校教育法に基づく医学研究科博士課程に相当する医学研究科を設置</li> </ul>
防衛研究所 (東京都目黒区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防衛省のいわばシンクタンクにあたる機関           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊の管理および運営に関する基本的事項の調査研究を行う。</li> <li>・戦史に関する調査研究および戦史の編さんを行う。</li> <li>・幹部自衛官その他の幹部職員の教育などを行う。</li> <li>・付設の図書館では、歴史的に価値のある書籍や資料などを管理</li> </ul> </li> </ul>
情報本部 (東京都新宿区など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○軍事情報の収集・分析を行う防衛省の中央情報機関           <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒監視活動により入手する情報、画像情報、電波情報など各種の軍事情報を収集し、総合的な分析・評価を加えたうえで、省内各機関に対する情報提供を実施する。</li> <li>・本部と6つの通信所で構成</li> </ul> </li> </ul>
防衛監察本部 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防衛省・自衛隊の業務全般について独立した立場から監察する機関</li> </ul>
地方防衛局 (全国8か所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公共団体および地域住民の理解および協力の確保、防衛施設の取得・管理・建設工事・基地周辺対策など、装備品などの調達にかかる原価監査・監督・検査などを行う。</li> </ul>
防衛装備庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防衛省内の調達、研究・開発等に係る装備取得関連部門を集約・統合した外局</li> </ul>

(注) 巻末「主要部隊などの所在地」参照

官が防衛大臣を補佐する。また、防衛大臣への進言を行う防衛大臣政策参与や、防衛省の所掌事務に関する基本的な方針について審議する防衛会議が置かれている。さらに、防衛大臣を助け、省務を整理し、各部局および機関の事務を監督する防衛事務次官や国際関係業務などを総括整理する防衛審議官が置かれている。

そのほか、防衛省には、内部部局、統幕および陸・海・空幕が置かれている。内部部局は、自衛隊の業務の基本的事項を担当し、官房長および各局長はその所掌に応じて、防衛大臣が統幕長や陸・海・空幕長に対し行う指示・承認などについて補佐する。統幕は、自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕

僚機関であり、統幕長は、自衛隊の運用に関して軍事専門的観点から防衛大臣の補佐を一元的に行う。また、陸・海・空幕は運用以外の各自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関であり、陸・海・空幕長は、こうした隊務に関する最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐する。このように、防衛省においては、防衛大臣が的確な判断を行うため、政策的見地からの大臣補佐と軍事専門的見地からの大臣補佐がいわば車の両輪としてバランス良く行われることを確保している。15(平成27)年6月10日に成立した「防衛省設置法等の一部を改正する法律」においては、防衛省設置法第12条について、防衛大臣を補佐する体制に関するこのような従来の考え方をよ

り明確化した規定ぶり<sup>2</sup>としている<sup>3</sup>。

また、後述のとおり、省改革の取組の結果、防衛装備庁の新設や統合幕僚監部などの改編を行う。

### 3 地方における防衛行政の拠点

防衛省は、防衛行政全般の地方における拠点と

して地方防衛局を全国8か所（札幌市、仙台市、さいたま市、横浜市、大阪市、広島市、福岡市および嘉手納町）に設置している。

地方防衛局は、基地周辺対策事業や装備品の検査などに加え、防衛省・自衛隊の取組に対して地方公共団体および地域住民の理解および協力を得るための様々な施策（地方協力確保事務）を行っている。

参照 Ⅲ部4章1節（地域コミュニティとの連携）

## 2 自衛隊の統合運用体制

自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、防衛省・自衛隊は、陸・海・空自を一体的に運用する統合運用体制をとっている。現下の安全保障環境も踏まえ、統幕の機能強化をはじめ、統合運用基盤の強化に取り組んでいる。

参照 図表Ⅱ-4-1-3（自衛隊の運用体制および統幕長と陸・海・空幕僚長の役割）

### 2 統合運用体制の充実のための基盤整備

統合運用体制では、陸・海・空自の各部隊間における確実な指揮命令の伝達と迅速な情報共有が重要である。統合運用基盤を強化するため、高度な情報通信ネットワークを活用した指揮統制機能および情報共有態勢を保持することとされており、引き続き内外の優れた情報通信技術を利用したより広範・機動的な情報通信態勢の構築を進めている。

各部隊においても、各種事態に対応するための計画の作成などを行うとともに、統合訓練などを通じて、任務を遂行できる態勢を維持する必要がある。そのため主要部隊司令部には、他自衛隊の幕僚を平素から配置するとともに、必要に応じて幕僚を増員することとしている。

これまでの実績を踏まえ、教育訓練の充実、自衛隊の司令部組織のあり方、統合運用に適した人材の育成、装備品の共通化などについて、より効果的な運用体制を目指して引き続き検討し、必要な措置を講じていく。

### 1 統合運用体制の概要

#### (1) 統幕長の役割

ア 統幕長は、統一的な運用構想を立案し、自衛隊の運用に関する軍事専門的観点からの大臣の補佐を一元的に行う。

イ 自衛隊の運用に関する大臣の指揮は統幕長を通じて行い、自衛隊の運用に関する命令は、統幕長が執行する。その際、統合任務部隊<sup>4</sup>が組織された場合はもとより、単一の自衛隊の部隊を運用して対処する場合であっても、大臣の指揮命令は、統幕長を通じて行われる。

#### (2) 統幕長と他の幕僚長との関係

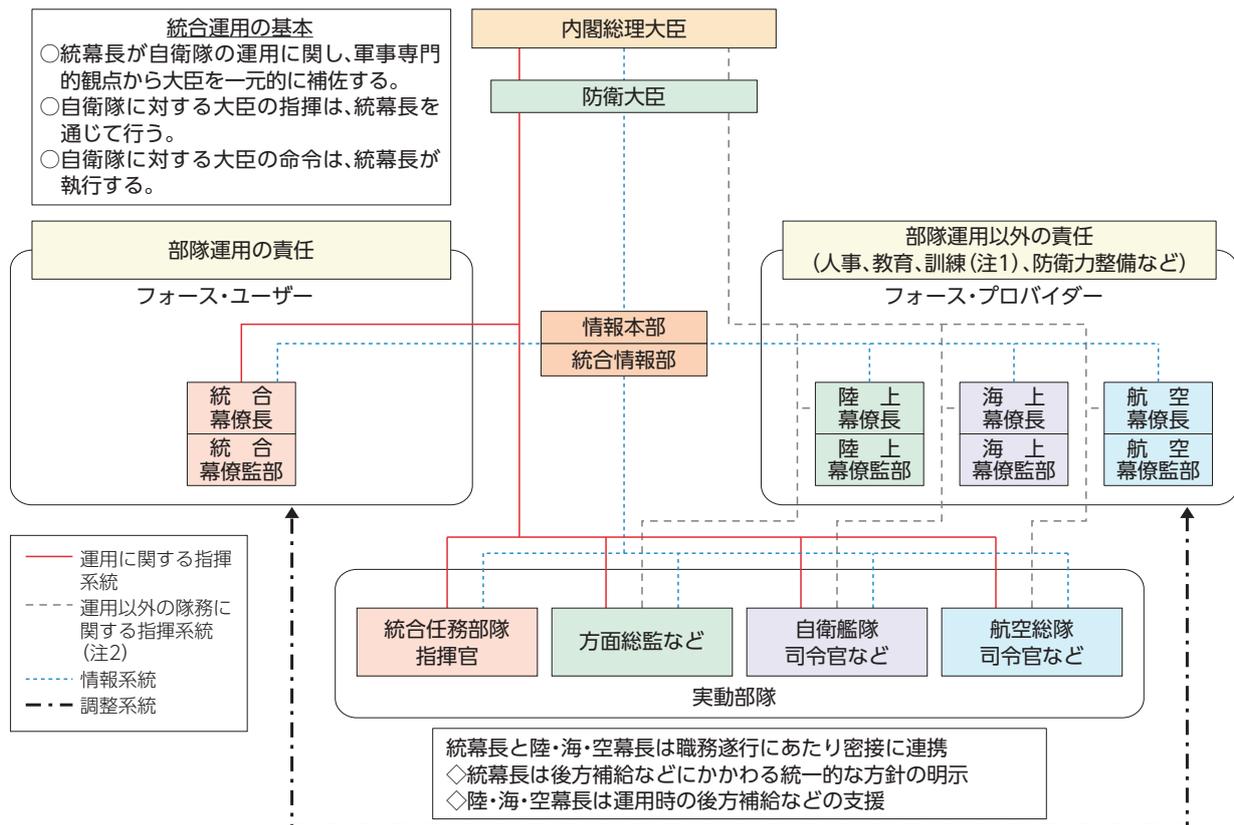
統幕は、自衛隊の運用に関する機能を担い、陸・海・空幕は、人事、防衛力整備、教育訓練などの部隊を整備する機能を担う。

2 「官房長及び局長並びに防衛装備庁長官は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）が行う自衛隊法第九条第二項の規定による隊務に関する補佐と相まつて、第三条の任務の達成のため、防衛省の所掌事務が法令に従い、かつ、適切に遂行されるよう、その所掌事務に関し防衛大臣を補佐するものとする。」

3 この改正法の国会審議においては、文民統制と内部部局の文官の役割について、政府答弁をしており、「文民統制（シビリアンコントロール）とは、民主主義国家における軍事に対する政治の優先を意味するものであり、我が国の文民統制は、国会における統制、内閣（国家安全保障会議を含む。）による統制とともに、防衛省における統制がある。そのうち、防衛省における統制は、文民である防衛大臣が、自衛隊を管理・運営し、統制することであるが、防衛副大臣、防衛大臣政務官等の政治任用者の補佐のほか、内部部局の文官による補佐も、この防衛大臣による文民統制を助けるものとして重要な役割を果たしている。文民統制における内部部局の文官の役割は、防衛大臣を補佐することであり、内部部局の文官が部隊に対し指揮命令をするという関係にはない。」としている。

4 自衛隊法第22条第1項または第2項に基づき、特定の任務を達成するために特別の部隊を編成し、または隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に所要の部隊を置く場合であって、これらの部隊が陸・海・空自の部隊のいずれか2以上からなるものをいう。

図表Ⅱ-4-1-3 自衛隊の運用体制および統幕長と陸・海・空幕僚長の役割



(注1) 統合訓練は統幕長の責任

(注2) 「統合任務部隊」に関する運用以外の隊務に対する大臣の指揮監督について幕僚長が行う職務に関しては、大臣の定めるところによる。

## 第2節 防衛省改革の背景・経緯

### 1 改革の背景・経緯

防衛省・自衛隊の不祥事の頻発を受け、07(平成19)年に「防衛省改革会議」が官邸に設置され、08(同20)年に報告書がとりまとめられた。防衛省では、この報告書において示された基本的方向に従い、規則遵守の徹底や全体最適をめざした任務遂行優先型の業務運営の確立などに取り組むとともに、09(同21)年には防衛大臣を補佐する体制を強化し、文民統制の徹底を図るため、防衛会議の法律上の新設や、防衛参事官制度の廃止、防衛大臣補佐官(現在の防衛大臣政策参与)の新設などを行った。さらに、同年8月の平成22年度概算要求には、防衛省の中央組織における防衛力整

備部門の内部部局への一元化や運用部門の統幕への一元化などを内容とする組織改編案を盛り込んだ。しかし、同年9月の民主党への政権交代により、防衛省改革については、民主党政権としての視点で検討を見直すこととされ、同年10月の平成22年度概算要求では、要求は見送られた。

その後、12(同24)年12月の自由民主党・公明党へのさらなる政権交代を受け、防衛省改革の検討を加速させるべく、13(同25)年2月、「防衛省改革に関する防衛大臣指示」を发出するとともに、防衛副大臣を委員長とする「防衛省改革検討委員会」(委員会)を設置した。

### 2 防衛省改革の方向性

#### 1 検討経過

13(平成25)年8月、第7回委員会において「防

衛省改革の方向性」を取りまとめ、防衛会議に報告・公表した。

参照 資料33(防衛省改革の方向性)